

## 坂戸市広告入り足拭きマット募集要項

- 1 募集内容 市では、広告入りの足拭きマットを作製し、市の公共施設等へ設置する方を募集します（広告については、設置する方以外の広告でも可とします）。  
なお、市では設置する方から所定の広告料金をいただきます。  
また、定期清掃等の管理は設置する方の負担とします。
- 2 掲載期間 市の公共施設等へ広告入りのマットを設置する（以下「掲載」といいます。）期間は、最長で1年間までとします（1か月単位でお願いします）。  
ただし、期間終了前に申込みがあれば、引き続き掲載ができます。
- 3 設置場所等 別表のとおりです。
- 4 掲載要件等
  - (1) 広告スペースは、マット上面の面積の2/3以内とします。  
また、マット上面の広告スペース外に、別図のようなデザインを入れてください。  
なお、デザインの詳細については、事前又は申込み時にご相談ください。
  - (2) マットの規格等については、次のいずれにも該当しないものとします。
    - ア 使用する材料等により床面等を汚す、又は破損するおそれのあるもの
    - イ 著しい厚み又は凹凸により、通行に支障を来すもの
    - ウ 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しているもの
    - エ その他施設等の業務に支障を来すもの
  - (3) 広告の内容については、次のいずれにも該当しないものとします。
    - ア 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
    - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種であるもの
    - ウ 貸金業法（昭和58年法律第32号）の適用を受ける業種であるもの
    - エ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
    - オ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
    - カ 土地、建物の個別物件又は個別の商品、サービスの説明、売買紹介に係るもの
    - キ 個人名が記載されているもの（ただし、個人名が商店等の名称に使用されている場合を除く）
    - ク あたかも市、国、他の地方公共団体等が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

## 5 申込方法

別紙申込書に次の添付資料等を添えて、総務部庶務課へ提出してください。

- (1) 坂戸市公共施設等有料広告掲載申込書
- (2) 施設別添付資料（様式は別紙のとおり）
- (3) マットのデザイン、材質及び規格のわかる資料

## 6 掲載の決定

市では、申込受付後、内容等について審査のうえ掲載の可否を決定し、坂戸市公共施設等有料広告掲載決定通知書により、申込みをされた方に通知します。

## 7 掲載準備・撤去

掲載の決定を受けた方は、市の指定する期間内に掲載してください。

また、掲載期間が終了する際は速やかに撤去及び原状回復をお願いします。

なお、設置、撤去及び原状回復の際は、市職員が立ち会います。

## 8 責任

広告の内容及びマットの管理に関する責任は、設置する方が負うこととします。

## 9 料金の納付

掲載料金については、坂戸市公共施設等有料広告掲載決定通知書に記載された額を、通知から14日以内に市役所会計課、市指定金融機関又は市収納代理機関（郵便局を除く。）にて納付してください。

## 10 掲載の取消

掲載期間中でも、施設の維持管理上の都合から掲載ができなくなる場合には、掲載の決定を取り消すものとします。

別表

施設名	設置場所	広告料金
市庁舎内	正面入口 東側入口 北側入口	広告スペース0.1㎡当り、年額6,000円(月額500円)
中央図書館	正面入口 裏側入口	
健康増進施設	受付前 正面玄関 南側入口	
北坂戸出張所	玄関	
東坂戸出張所	受付前	
市民健康センター	玄関 東入口	
勤労女性センター	本館玄関 別館玄関	
千代田児童センター	玄関	
大家児童センター	玄関	
三芳野児童センター	玄関	
坂戸児童センター	玄関	

※1 募集枠には、現在広告掲載中のものを含まず。

2 広告掲載中の募集枠については、原則として掲載終了後に申込を受け付けます。

3 いずれの施設についても、2週間に1度は定期的なマットの清掃(洗浄)をお願いします。

また、清掃(洗浄)により、一時的にマットを撤去する場合には、代替のマットの設置をお願いします。

4 規格については、施設の実情によりマットの大きさが異なります。

別図(例)

よさこいと花のまち坂戸
(広告スペース) (2/3以内)